

平成15年6月5日

弁護士 松本三加

## 1 体験記より抜粋

(当記は、平成15年2月、旭川弁護士会の勧誘パンフレットに寄せた体験記からの抜粋であり、時間軸や文体が異なる記載となっていることをご了承ください。)

### 公設事務所奮闘記

#### (1) 紋別って？

私は、平成13年4月より、紋別ひまわり基金法律事務所の所長として北海道に赴任し、弁護士業務にいそしんでおります。紋別市は、オホーツク海に面する人口2万8000人。旭川からは、約150キロ離れています。晴れた日には知床まで見える高台に、旭川地方裁判所紋別支部があります。

#### (2) なぜ紋別に？

私が弁護士2年目にして、この事務所に赴任することになったきっかけは、司法修習生の時の就職活動中にこの公設事務所の取り組みに出会ったことです。

そもそも、私は司法試験の勉強を始めたとき、地味でもいい、困っている人を助けることを実感できる仕事をしたいというイメージを持って弁護士になろうと考えていました。そして、日弁連が公設事務所を設置することの意義は、法的サービスを受けられない状態にある市民の不便を少しでも解消していこうというもので、そこで求められている弁護士像はまさに私が思い描いていた弁護士像そのものでした。

そこで、是非私自身が赴任したいと思い、弁護士になってすぐ手をあげました。

#### (3) どんな生活が待っていたか～仕事～

平成13年3月末、まだ雪の残る紋別に一人降り立ち、4月の開業を迎えました。

仕事来ないことはないとは思っていたものの、管内人口も約4万5000人、仕事来すぎて大変な事になるなどとは考えていませんでした。

しかし、開業以来、とにかく多忙な日々が続いています。ジャンルとしても、東京で仕事をしていたときと変わらない、ありとあらゆる一般民事事件の相談が寄せられました。地域としては、市内はもちろんですが、100キ

口以上離れた他の都市からも相談が寄せられます。それでも地域一帯弁護士が足りないのが、ここが一番近い地域ばかりです。

赴任するまで、まだまだ新米であることや、東京生まれ東京育ちで地元縁があるわけでもないこと、任期が2年間と決まっているため、地元で受け入れてもらえるのかということ等について懸念の声もあり、実際私も心配しておりました。しかし、地元の方はかえって東京の風を新鮮なものとして受け止めて下さいました。

また、誠実に対応すれば、依頼者の方にしてみれば、新米であるためかえって何でも言いやすいといった面もあり、メリットとなる部分もあるということを実感しました。

さらには、地元縁がないことが、かえって相談をしやすいと訪れる方もいて、まさに、案ずるより生むが易しでした。

この状況は開業から2年を迎えた現在もかわるところがありません。市役所、消費者センターなどの諸機関だけでなく、以前事件を受けた依頼者や知り合いに勧められたとあって事務所を訪れる人も増えてきました。事務所も私も地域に根付いてきたなあということを実感しています。

また、事件依頼以外にも、地域の各種団体への参加要請がありまして、様々なところに顔を出しています。たくさんの講演依頼もあり、内容としては普段の活動のことから、成年後見制度、男女共同参画といったテーマを絞ったものもあり、身に余る仕事ではありますが、逆に勉強させていただいています。

このように、まさに文字通り充実した生活を送っています。何よりうれしいのは、相談にいらっしゃる方に、「待ってました」「相談して、解決の方法と方向が見えて、本当に来てよかった」と言っていた瞬間です。

#### (4) 紋別での2年を振り返って

このような生活を送り、あっという間に紋別での2年が過ぎようとしています。

たった1年東京で弁護士としての修業を積んだにすぎなかった私ですが、2年間、仕事、経営、すべてにおいて自分だけの責任で事務所を切り盛りする経験をしたことで、バッジをつけたら1人前という自覚を早いうちにもつことができたと思っています。ずいぶん肝がすわってたくましくなりました。これは、自分自身のキャリアとしても誇れるものだと思っています。そして何より、市民のみなさんの力になれたという手ごたえは、何にも代えがたい一生の思い出となる宝物です。

また、都会暮らししかしなかった私にとって、地方で暮らすということが、仕事以上に多くの刺激を受けるものとなりました。小さいコミュニ

ティは、社会のしくみが凝縮されています。人口過疎、不況、雇用の減少、政治、教育、医療過疎、環境問題、挙げればきりが無い、地方の直面している問題を目の当たりにすることで、今後の日本の行方について考える材料を多く得ることができました。東京からのものの見方がいかに中央の身勝手な思考かということの思い知らされ、目が覚める思いをたくさんしました。

## 2 事件数・内容

### 1 事件数

平成13年4月より平成15年3月まで

#### (1) 民事事件

相談事件 527件

受任件数 199件

#### (2) 刑事事件

国選事件 24件

当番弁護 14件

### 2 事件内容

貸金、交通事故、離婚、養育費請求、不動産、相続、医療事故、請負、相隣関係、労働、消費者問題（不当な商品売りつけ）など、ありとあらゆる一般民事事件の相談が寄せられ、必要に応じて受任をした。依頼者は個人が多いが、会社も相当数あった。

また、昨今社会問題となっている消費者金融からの過剰借入によるトラブルの相談は非常に多く、受任事件の半数以上がいわゆるサラ金の問題であった。とくに恐喝に相当し、極めて高額な金銭を「金利」として取り立てるいわゆるヤミ金融については、対応する弁護士が少ないということで東京や札幌などの大都市の業者が貸付を行い、地域一帯が被害を受けているという状況であった。

消費者被害についても高齢化が進む地域で、やはり弁護士介入による解約などの割合が少ないということで、札幌などから業者がやってきて、印鑑やふとんなどを数百万円でうりつけるという被害が後を絶たない。

このような雑多な事件について、できるかぎり受任をして、解決に努めた。当職が介入し、法的に許されないということを説明しただけで金銭が返還されるなど、解決が得られるものも相当数あった。また、数十年来も

めていた相隣関係の裁判による解決や、遺産分割協議のとりまとめなども行った。差押や立ち退きなど、弁護士に依頼しなければ着手困難な事件も多数扱った。

いずれも事案は、私が赴任しなければ、依頼者は泣き寝入りしていた可能性が高いものばかりであり、事務所開設は地域に劇的な効果をもたらしたとあってよい。

しかしながら、相談にはすでに時効をむかえてしまい、法的には手を差しのべられなかった事案もあり、歯がゆい経験もした。

### 3 旭川地裁管轄区の現状

旭川地方裁判所の管轄区域は、本庁に弁護士が集中し、4箇所いわゆるゼロワン地域を抱えている。いずれの地域も、旭川から非常に遠く（稚内に至っては、旭川から250キロの距離にある）冬は、雪の中赴かなければならないという過酷な環境である。

現在、紋別と稚内に1人ずつ弁護士がいるが、なお名寄と留萌はゼロの状態が続いている。

民事については、地域市民の唯一の窓口は、市役所が月1回開催している、行政サービスとしての無料法律相談で、旭川から弁護士が交替で赴き、相談を担当している。極めて盛況で相談枠がいつも足りず、1人たった15分程度しか時間を割くことができない。また、あくまでも行政サービスであるため受任をすることができず、アドバイスとして限界がある。

刑事については、国選事件は旭川から弁護士が赴き受任をしている。とくに当番弁護の手当では非常に大変で、1週間毎に「地方当番」という割り当てを各弁護士に行い（2ヶ月に1回程度のローテーション）その週は、管轄区域のどこで要請があっても、その弁護士は赴けるように待機している。

### 4 ひまわり基金での対応の限界

ひまわり基金は現在17箇所設置されるに至り、今後も現時点で20箇所程度の開設が予定されている。

しかしながら、開設には、1箇所あたり500万円の開業準備金が必要であり、運営資金もある程度準備が必要である。

よって、現在の弁護士が会費から徴収している「ひまわり基金」では、いわゆるゼロワン地域をすべて埋めるだけの資金を賄うのはとうてい不可能で

あり、開設可能な事務所数には限界がある。

また、日弁連が行うひまわり事務所の開設は、各地域の弁護士会の要請があつてはじめて開設できるので、要請のない地域はいつまでたっても開設されないという状況が生じる。

以上の状況からすれば、日弁連が独自に取り組んでいるひまわり基金のみでは地域の要請に十分応えられないという限界が生じる。

## 5 今後の展望について

私は、紋別での任期満了後、1月をかけて全国のひまわり事務所を視察した。いずれの事務所も紋別同様非常に盛況で、ありとあらゆる相談が寄せられ、地域での法的サービスを担う重要な拠点となっていた。

日本全国に開設されたひまわり事務所の盛況ぶりを見れば、弁護士が不要な地域はないことは明らかである。

一方で、現在の取り組みでは限界があるということも、同時に明らかになっているのが現状である。

昨今の市民生活に不可欠といえる、国民の法的サービスの享受について、地域格差を解消するという観点からも、政府として、地域住民の要請に大いにこたえていただく必要があることは、間違いないと考える次第である。

以 上